相続人代表者 兼 固定資産現所有者 申告書

令和　　 年　　 月　　 日

　潮来市長　　宛

　被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、他の相続人と協議した結果、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により申告します。

　また、被相続人名義の固定資産に係る相続登記その他の所有権移転手続きが完了するまでの間、潮来市税条例第74条の3の規定に基づき、この代表者を地方税法第384条の3に規定する現所有者の代表者とすることを併せて申告します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 相続人代表者兼  現所有者代表者  （申告者） | （ふりがな）  氏名又は名称 | （　　　　　　　　　　　　） | | 生年月日 | 年　　月　　日生 |
| 被相続人  との間柄 |  |
| 住 所 | 〒 | | | |
| 電話番号 |  | | | |
| 個人番号又は法人番号 | |  | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所 有 者  （被相続人等） | （ふりがな）  氏　　　名 |  |
| 住 所 |  |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 死亡年月日 | 年　　　月　　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 固 定 資 産 | 種 類 | 所 在 地 番 | 家 屋 番 号 |
| 土地・家屋 |  |  |
| 土地・家屋 |  |  |
| 土地・家屋 |  |  |
| 土地・家屋 |  |  |
| 土地・家屋 |  |  |

（注意）この届出書は、登記が完了するまでの間の所有者（被相続人等）に係る固定資産税に関する手続きのためのものであり、不動産の権利関係を定めるものではありません。

**＜税務課記入欄＞**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | コード | 土地・家屋 | 区　分 | 新所有者（宛名） | 新コード |
|  |  | 土・家・未家 | 所有・納管・送 |  |  |
|  |  | 土・家・未家 | 所有・納管・送 |  |  |
|  |  | 土・家・未家 | 所有・納管・送 |  |  |
|  |  | 土・家・未家 | 所有・納管・送 |  |  |

＜届出先＞　潮来市役所　総務部税務課

　　　　　　〒311-2493茨城県潮来市辻626番地

　　　　　　電話：0299-63-1111（代）

**被相続人（亡くなった方）の固定資産（土地・家屋・償却資産）について**

**１．被相続人の固定資産について**

被相続人の財産（負債も含みます）は遺産分割が完了するまでの間、相続人の共有物になります。

（相続開始：民法第882条、相続の一般的効力：民法第896条、共同相続の効力：民法第898条）

共有物の固定資産税は、連帯納税義務が生じ、各相続人に納付義務があります。

（連帯納税義務：地方税法第10条、第10条の2）

また、被相続人に未納の税金や保険料があるときは、相続人に納付義務があります。

（相続による納税義務の承継：地方税法第9条等）

**２．土地・家屋の相続登記について**

土地・家屋の遺産分割が決まりましたら、相続登記をお願いいたします。

・潮来市内に所在する土地・家屋の登記場所

水戸地方法務局　鹿嶋支局　　（電話0299-83-6000）

〒314-0032　茨城県鹿嶋市宮下五丁目20番地4

（注意）登記されていない建物（未登記建物）の名義変更は、市役所税務課に届け出てください。

その際、遺産分割協議書、印鑑登録証明書（写し）、戸籍謄本（写し）、身分を証する書類（運転免許証など）、

印鑑を持参してください。

**３．相続放棄等について**

通常、**相続が発生してから、何の手続きもしないと、単純承認（財産も負債もすべて相続）した**

**ものとなります**。

相続放棄や限定承認をするときは、家庭裁判所の決定が必要です。亡くなった方の最終住所地を

管轄する家庭裁判所に申し出てください。

・潮来市区域を管轄する家庭裁判所

水戸家庭裁判所　麻生支部（電話0299-72-0091）

〒311-3832　茨城県行方市麻生143番地

麻生支部管轄：鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市　　　※鉾田市は本庁（水戸市）

水戸家庭裁判所　本庁（電話029-224-8513）

〒310-0062　茨城県水戸市大町1-1-38

**４．被相続人の固定資産関係書類（課税台帳や評価証明書など）の交付について**

①相続人が、被相続人の証明書等の交付を受けるときは、相続人であること、又は相続が確認

できる書類一式が必要です。

②被相続人の死亡と続柄等の確認できる書類の交付を受けた後、手続きの際に持参してください。

また、申請者本人の身分を証する書類（運転免許証など）、印鑑も持参してください。

○相続が確認できる書類の一例

戸籍（除籍）謄本、原戸籍謄本、遺産分割協議書、公正証書遺言など

(1)２つ以上の戸籍（除籍）謄本や原戸籍謄本が必要になることがあります。

(2)亡くなった方が市外在住のときは、死亡が確認できる書類が必要です。

住民票（除票）、除籍謄本　など

(3)亡くなった方の住所と課税台帳の登録住所が異なるときは、住所の履歴が確認できる書類が必要です。

戸籍の附票　など

(4)自筆証書遺言は、市で正当なものか確認できませんので、家庭裁判所の検認を受けてください。

※住民票、戸籍謄本などの交付手続きについては、各市町村の住民票・戸籍担当課にお問い

合わせください。